

ID: 7

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	印鑑の登録
例規名 根拠条項	八頭町印鑑条例 第4条第1項
例規番号	平成17年条例第15号

【根拠条文】

(登録の実施)

第4条 町長は、前条の規定により印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認し、印鑑登録等申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したうえ、次条の規定により登録をしない場合を除き、遅滞なく印鑑の登録をしなければならない。

2 前項の確認は、印鑑の登録の申請の事実について登録申請者に文書により照会し、期限を指定して回答書を自ら持参させ、本人であることを確認したうえで行うものとする。ただし、登録申請者が、疾病その他やむを得ない理由により回答書を自ら持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させ、代理人本人であることを確認したうえで行うことができる。

3 前項の規定により指定する期限は、照会の日から起算して2週間以内の日とする。

4 町長は、登録申請者が印鑑を自ら持参して申請をした場合において、規則で定める書面の提示によって、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを認定したときは、第2項の規定による文書の照会を省略することができる。

5 第2項の規定による照会に対し、その指定された期限までに回答書を持参しないとき、又は登録申請者が本人でないこと若しくは申請が本人の意思に基づかないことが明らかなきときは、当該申請に係る印鑑の登録は行わない。

【基準】

根拠条文、第2条及び第5条の規定による。

(印鑑の登録)

第2条 町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により住民基本台帳に記載されている者について、その者の申請により印鑑の登録を行うものとする。

2 登録できる印鑑の数は、1人1個に限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を行わない。

(1) 15歳未満の者

(2) 成年被後見人

(登録できない印鑑)

第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。

(1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(4) 印影を鮮明に表しにくいもの

- (5) 印影の大きさが、1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの又は1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
- (6) 前各号のほか、町長が不相当と認めるもの
- 2 町長は前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日